プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	表示単位及び端数処理

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

   (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

   (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」

   (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、表示単位及び端数処理に関する検討を行うことを目的としている。

Ⅱ．事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 19 項及び第 20 項参照）。

   (1) 表示単位及び端数処理に関する定めについては、次のようにする。

   ① サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、当該数値の表示に用いる単位（CO_2 相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム（g）、ジュール（J）等）を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

   ② 当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）において別段の定めがある場合を除き、サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、情報を理解しやすくするため、重要性がある情報を省略したり、不明瞭にしたりすることにならない限り、千、百万、十億等の単位を用いて表示することができる。この場合、どの単位を用いているか明示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

③ 温室効果ガス排出量は、CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。

ただし、開示するスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン（kt(e)））、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e)））又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e)））のいずれかの単位を用いて表示することができる。この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

(2) 温室効果ガス排出の端数処理に関する記述（気候基準案 BC105 項及び BC106 項）については、SSBJ 基準の最終化にあたり、本公開草案における当該記述を削除し、補足文書又は解説記事において当該記述を提供する。**（本公開草案から変更あり）**

Ⅲ. これまでの議論

5. 本公開草案では、一部の項目について、IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）にはない定めを追加することを提案しており、表示単位及び端数処理はそのような項目の 1 つである。

6. これらは、ISSB 基準にはない定めであるものの、SSBJ 基準を適用するうえで有用と考えられたため、ISSB 基準に追加することを提案したものである。これらの追加の提案に従い開示を行うにあたり、企業は、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。

7. 本公開草案では、表示単位及び端数処理に関して、次のことを提案している。

(1) サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、当該数値の表示に用いる単位（CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム（g）、ジュール（J）等）を開示しなければならない。（適用基準案第 11 項）

(2) SSBJ 基準において別段の定めがある場合を除き、サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、情報を理解しやすくするため、重要性がある情報を省略したり、不明瞭にしたりすることにならない限り、千、百万、十億等の単位を用いて表示することができる。この場合、どの単位を用いているか明示しなければならない。（適用基準案第 12 項）

(3) 温室効果ガス排出量は、CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。

ただし、開示するスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン（kt(e))、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e))又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e))のいずれかの単位を用いて表示することができる。この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。（気候基準案第 50 項）

(4) 温室効果ガス排出量を千メートル・トン（キロ・トン（kt(e))、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e))）又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e))）のいずれかの単位を用いて表示する場合、端数処理を行う（数値を丸めて表示する）ことができる。この場合、少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない。この際、小数を用いて表示することができる。（気候基準案 BC105 項）

(5) 上記(3)では、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならないとしているが、上記(4)において、端数処理については、少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について開示することとしているため、開示する温室効果ガス排出の種類（スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出並びに 15 のスコープ 3 カテゴリー）ごとに丸める桁数が異なる可能性がある。この場合、合計値（スコープ 1 からスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値又はカテゴリー1 からカテゴリー15 の合計値であるスコープ 3 の温室効果ガス排出量）については、端数処理後の排出量（丸めた排出量）を合計し、表示することが考えられる。（気候基準案 BC106 項）

Ⅳ. 寄せられたコメントの分析

寄せられたコメント

8. 本論点に関して、次のようなコメントが寄せられた。

<u>それぞれのスコープに同じ表示単位を用いることに反対するコメント（作成者及びその他の利害関係者（法人）からのコメント）</u>

(1) スコープ 3 温室効果ガス排出量は、スコープ 1 及びスコープ 2 と性質や排出量の規模が全く異なるものである。そのため、表示単位を統一することで可読性が低下し、ミスリーディングが生じる可能性がある。したがって、気候基準案第 50 項の「この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。」という記載は削除することが望ましい。

「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」とする定め（気候基準案 BC105 項）に反対するコメント（その他の利害関係者（法人及び個人）からのコメント）

(2) 「この場合、桁数が大きい方から 3 桁を表示しなければならない。」とした場合、多い桁数を開示することが望ましいかのように解釈できる。温室効果ガス排出量の計算に使用される係数の多くは有効桁数 3 桁であるため、その乗算として計算される温室効果ガス排出量も有効桁数 3 桁が限度となることから、有効桁数 3 桁までとするのが適正な開示であると考える。したがって、気候基準案 BC105 項については、「少なくとも」を削除し、「この場合、桁数が大きい方から 3 桁を表示しなければならない。」とすべきである。

(3) ISSB 基準には同様の定めがなく、SSBJ 基準に追加すべき明確な理由が説明されていないため、当該要求事項の正当性に疑問が残る。

(4) スコープ 3 温室効果ガス排出量の測定には、バリュー・チェーン全体からの報告値が含まれるため、その正確性や見積りに幅があるものである。企業は、投資家との対話を含む自社の状況に応じて有効数字や有効桁数を判断したうえで、報告を行っていると考えられる。こうした柔軟なアプローチにより、関係者にとって意味のあるデータが提供されている。こうした中でこのような要件を課すことは、温室効果ガス排出量の測定実務に不要な複雑さをもたらすのみならず、データの精度に対する誤解を生む可能性がある。

(5) 「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」とする定めが有効桁数を意図していない場合には、その旨を明記すべきである。当該要求事項における「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁」は、例えば「0.0012345」の場合、「0.00」という表示を意図しているものと解釈できる。一方で、第 29 回サステナビリティ委員会の審議事項 A1-2 における「有効数字（有効桁数）」の例に基づけば、上記の数値は「0.00123」と表示することとなる。このように表記が統一されない可能性があるため、解釈を明記すべきである。

事務局による分析

（3 つのスコープの温室効果ガス排出量の表示単位を同じにすることについて）

9. 当委員会は、第 22 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 2 日開催）において、温室効果ガス排出量の表示単位について審議を行った際、単位を混在させることによる誤解を避けるため、3 つのスコープの温室効果ガス排出量の表示単位を同じにすることを公開草案において提案することとした。

10. これは、単位が混在している場合、主要な利用者が企業の温室効果ガス排出量を誤解する可能性があることを懸念したためである。

11. 寄せられたコメント（本資料第 8 項(1)参照）において指摘されているとおり、温室効果ガス排出は、スコープごとに排出量が大きく異なる場合があると考えられる。しかしながら、本公開草案の開発にあたり、当委員会において、3 つのスコープの温室効果ガス排出量の絶対総量の合計値について審議した際、主要な利用者が分析を行うにあたり、3 つのスコープの合計値を把握し、企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解したうえで、具体的にどのスコープが多いのか、スコープ 3 温室効果ガス排出が多い場合には、どのカテゴリーが多いのか、掘り下げていく形で分析を行うことが多いという意見が聞かれた（気候基準案 BC101 項(1)）。このことを踏まえると、本資料第 10 項のような誤解が生じないようにすることが適切と考えられる。

12. また、審議事項 A2-5「スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示」の検討を踏まえ、SSBJ 基準の最終化にあたり、本公開草案の提案を変更し、3 つのスコープの合計値の開示を求めないこととする場合、3 つのスコープの合計を理解することを望む利用者のためにも、3 つのスコープの表示単位は同じにすることが有用と考えられる。

13. このため、SSBJ 基準の最終化にあたり、3 つのスコープの温室効果ガス排出量の表示単位を同じにしなければならないとする本公開草案の提案を維持することが考えられる。

（表示する温室効果ガス排出量の端数処理について）

14. 当委員会は、温室効果ガス排出量は CO_2 相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならないとの ISSB 基準の要求事項を取り入れるにあたり、表示単位に関する要求事項が ISSB 基準に含まれていないことを踏まえ、表示単位に関する定めを追加すべきかどうかについて検討を行った。

15. この点、常に 1 メートル・トン単位で表示することを要求した場合、企業によっては桁数が大きくなり、重要性がない端数まで報告することになる可能性があることから、表示単位に関する容認規定を設けることとした（気候基準案 BC104 項）。

16. ここで、表示単位に関する審議の過程において、端数処理を認めるかどうかが議論となったため、審議の結果、少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について開示しなければならないとすることとした（気候基準案 BC105 項）。これは、大きな数に用いる表示単位を選択した場合、表示される桁数が少なくなり、重要性がある情報が表示されなくなる可能性があることから、そうならないようにすることを意図した定めである。なお、当該定めは端数処理に関する定めであり、有効数字（有効桁数）について定めたものではない。

17. 一方、端数処理は、温室効果ガス排出に関して適正な表示（適用基準案第 22 項から第 29 項）を達成するうえで検討することが多いと考えられ、基準全体のバランスを考えると、必ずしも基準に詳細な定めを置く必要はないとも考えられる。本資料第 8 項(2)から(5)のように、複数の反対意見が寄せられていることを踏まえると、端数処理に関する記述は、補足文書又は解説記事においてを提供することが考えられる。

18. このため、温室効果ガス排出量の端数処理に関しては、SSBJ 基準の最終化にあたり、本公開草案における当該記述を削除し、補足文書又は解説記事において当該記述を提供することが考えられるがどうか。

Ⅴ．事務局による提案

19. 以上の検討を踏まえ、表示単位及び端数処理に関する定めについては、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、当該数値の表示に用いる単位（CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム（g）、ジュール（J）等）を開示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

(2) SSBJ 基準において別段の定めがある場合を除き、サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、情報を理解しやすくするため、重要性がある情報を省略したり、不明瞭にしたりすることにならない限り、千、百万、十億等の単位を用いて表示することができる。この場合、どの単位を用いているか明示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

(3) 温室効果ガス排出量は、CO_2相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。

　ただし、開示するスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン（kt(e)））、百万メートル・トン（メガ・トン（Mt(e)））又は十億メートル・トン（ギガ・トン（Gt(e)））のいずれかの単位を用いて表示することができる。この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。**（本公開草案から変更なし）**

20. また、温室効果ガス排出の端数処理に関する記述（気候基準案 BC105 項及び BC106 項）については、SSBJ 基準の最終化にあたり、本公開草案における当該記述を削除し、補足文書又は解説記事において当該記述を提供する。**（本公開草案から変更あり）**

ディスカッション・ポイント
表示単位及び端数処理に関する事務局の提案（本資料第 19 項及び第 20 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上